

疾病第 8 4 2 号
平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日

各専門医療機関の長 様
各指定医療機関の長 様

千葉県健康福祉部長
(公 印 省 略)

千葉県肝炎治療特別促進事業に係るインターフェロンフリー再治療
の医療費助成の開始について (通知)

肝炎対策の推進につきましては、日ごろ格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 7 年 9 月 1 1 日付け疾病第 6 0 9 号により「千葉県肝炎治療特別促進事業実施要綱の一部改正について」において追って連絡することとしていたインターフェロンフリー治療不成功後のインターフェロンフリー治療に対する助成の開始について、平成 2 7 年 1 2 月 1 日以降に治療開始したものについて適用することといたしましたので連絡します。

なお、平成 2 8 年 3 月 3 1 日までに申請のあったものについては、平成 2 7 年 1 2 月 1 日まで遡及して差し支えないものとします。当該遡及に当たっては、千葉県肝炎治療特別促進事業実施要綱の別添 1 認定基準 2. (3) 中の「行う予定、又は実施中」は、「行う予定、又は実施中・実施済み」に読み替えるものとします。

つきましては、上記に係る診断書については、同要綱により原則として千葉県肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医が記載することとされていることから助成受給希望者は千葉県肝疾患診療連携拠点病院にて受診していただくこととなりますのでご注意ください。なお、その際は、助成受給希望者へ紹介状をお渡しくください。ただし、諸々の事由により指定医療機関にて診断書を記載する際には、様式 2-8、2-9 の他必要な書類について千葉県肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医へ必ず事前にご相談ください。

【扱い】

千葉県健康福祉部疾病対策課
感染症医療班
〒260-8667
千葉市中央区市場町 1 番 1 号
TEL : 043(223)2665
FAX : 043(224)8910